

令和5年 教育委員会第9回定例会 会議録

日時 令和5年6月13日（火） 午後3時00分～午後4時30分  
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第13号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」

【子ども施設課】

(1) 議案第14号「千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」

第 2 協議

【文化振興課】

(1) 千代田区指定文化財の指定解除

【子ども総務課】

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

第 3 報告

【子ども総務課】

(1) 今後の学校等のあり方基本構想（案）について

【子ども支援課】

(1) 就学前プログラムの改訂について（中間報告）

【子育て推進課】

(1) まなびの森保育園神保町の開園について

【指導課】

(1) インクルーシブ教育推進委員会設置要綱【案】

(2) ICT教育推進委員会設置要綱【案】

(3) 特色ある教育活動

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月20日号）

出席委員（5名）

|          |       |
|----------|-------|
| 教育長      | 堀米 孝尚 |
| 教育長職務代理者 | 金丸 精孝 |
| 教育委員     | 長崎 夢地 |
| 教育委員     | 俣野 幸昭 |
| 教育委員     | 佐藤 祐子 |

出席職員（12名）

|               |        |
|---------------|--------|
| 子ども部長         | 亀割 岳彦  |
| 教育担当部長        | 大森 幹夫  |
| 子ども総務課長       | 小玉 伸一  |
| 教育政策担当課長      | 原水 珠代  |
| 副参事（特命担当）     | 大塚 光夫  |
| 子ども支援課長       | 湯浅 誠   |
| 子育て推進課長       | 小阿瀬 広道 |
| 児童・家庭支援センター所長 | 吉田 啓司  |
| 学務課長          | 大塚 立志  |
| 子ども施設課長       | 赤海 研亮  |
| 指導課長          | 山本 真   |

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

|            |       |
|------------|-------|
| 総務係長       | 江口 友規 |
| 子ども法制担当課係長 | 高橋 祐樹 |

|       |   |
|-------|---|
| 堀米教育長 | 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。  |
|       | ただいまから令和5年教育委員会第9回定例会を開会します。  |
|       | 本日、教育委員は全員出席です。   |
|       | 今回の署名委員は、俣野委員にお願いします。   |
| 俣野委員  | はい。   |
| 堀米教育長 | なお、本日は児童・家庭支援センター所長からオンラインでの出席の申出があり、千代田区教育委員会会議規則第14条第2項において、準用する第3条の2第2項第3号の規定に基づき、許可することとしました。ご了承ください。 |

◎日程第1 議案

子ども総務課

- （1）議案第13号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」

子ども施設課

- （1）議案第14号「千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」

堀米教育長

日程第1、議案事項に入ります。

議案第13号、教育事務に関する議案の意見聴取に対する回答につきまして、子ども総務課長。説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。それでは、資料をご覧ください。まず、教育事務に関する議案の意見聴取についてでございます。

区長部局が教育事務に関する千代田区議会第2回定例会に提出する契約議案について、教育委員会の意見を聴取するものでございます。それに対する回答のご議決を頂きたいと考えております。

今ご覧いただいているものでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきと記載してございます。いわゆる地教行法第29条の規定に基づき、議会へ提出する議案で、特に教育事務について定めているものは、作成に当たり、教育委員会の意見を聞かなければならないということを規定しております。教育委員会は予算案、条例案の制定権がございませんので、教育委員会の意思の反映を図る手段を明確にしたものでございます。

今回の議案につきましては、ご覧いただいております、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入についてと、区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入についてでございます。

具体的な内容といたしましては、まず、区立お茶の水小学校の什器等の購入についてで、什器等一式、購入の方法、購入金額、購入先等を記載しております。こちらが議案になっております。

それともう1つです。区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入についてで、これが2つ目の議案でございます。購入の目的、品物及び数量、それから購入の方法、購入金額、購入先等を記載してございます。

この2つの議案に対して回答ということで、照会があった標記の件について下記のとおりのお回答でよろしいでしょうかということでご議決を賜りたいと考えております。

説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。質問ということですが、この辺、什器等の一式は大体説明はしなくてもお分かりですか、大丈夫ですか。

長崎委員

できれば、ざっくりでいいので説明いただきたいです。

学務課長

では、学務課長から。

堀米教育長

いいですか、では、学務課長。

学務課長

什器備品は、いわゆる先生方が使う机、椅子ですとか、それから棚ですとかロッカーといったものが主なもので、これは金額によって一般需用費と備品購入費に分かれておりまして、それはリスト化して一覧になっております。購入に当たっては、当然学校、それから幼稚園現場のほうと新たな校舎・園舎で必要となるものをセレクトして積み上げております。

教材のほうは、一番分かりやすいのは跳び箱ですとかマットですとか、音楽室で使うような教材費です。そういったものを、またこれも学校・園と確

認をして、そしてリスト化して購入するものでございます。これはやはり契約機会の均等の立場から分割発注しています。議決ものは2件になっていますけれども、あと、まだ競争入札に付して購入するものも当然でございます。大きなものですと、例えばカーテンですとか、そういったものを契約課と分割発注については、なるべく受注機会を与えるとの観点からも整理して調達するものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

堀米教育長

はい。よろしいですか。

長崎委員

ありがとうございます。

俣野委員

質問があります。

堀米教育長

では、どうぞ。

金丸委員

先ほどの議案そのものですが、あれを見ますと、入札と書いてあるのに購入先が決まっているような書き方をされていますが、これはどういうことでしょうか。

堀米教育長

では、学務課長。

学務課長

学務課長でございます。

これは公募制指名競争入札を実施いたしまして、その結果、これは落札した購入先、業者ということで記載させていただいております。ご了承ください。

金丸委員

そこまで含めての承認を議会から取るのだということですか。

学務課長

そうでございます。

金丸委員

はい、分かりました。

堀米教育長

よろしいですか。

ほかにご質問ありますか。

長崎委員。

長崎委員

この入札が区内の企業が取っていますけれども、ほかに何社ぐらいが入札に加わっているかとか、その辺はお分かりですか。

堀米教育長

契約課のほうかもしれないですが。

学務課長

すみません。そのところは今資料がないためわかりません。

長崎委員

分かりました。

学務課長

ただし、公募制でございますので、入札条件に合えば区内業者に限定はしてございません。相当数の応募があったと認識しております。

長崎委員

分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長

はい。

ほかにご質問はありますか。よろしいでしょうか。

金丸委員

もう1点だけすみません。

堀米教育長

はい、どうぞ。

金丸委員

質問ですが、これに対する回答ですが、回答の文言を見ると、特になしと書いてあるではないですか。教育委員会に意見を求められて、特になしとの回答をするのはいかがなものかと。せめてこれについては

異議がないとか、そういうほうが回答としては正しいのではないかという感じを受けました。

堀米教育長 はい。これについてはどうですか。

子ども総務課長 このような意見はかつて数件ございまして、毎回このように特になしとの回答にしているところで、申し訳ございません。前例踏襲という形でこのような形で書かせていただいているところですが、金丸委員からご意見いただきましたので、記載の方法については改めさせていただければと存じます。

金丸委員 できれば教育委員会としてきちんと意見を検討した結果、それについて異議がなかったというほうが、何か質問に対しての回答になっているような気が私としてはするとの趣旨でございます。

堀米教育長 ただいま何件か質問も出ましたけれども、それを踏まえて、それでは採決を採ることにさせていただければと思います。

それでは、こちら議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。賛成の方は。

金丸委員 私はそういう意味で、特になしとの回答については賛成できないので、中身について反対しているわけではないのですけれども。

堀米教育長 特になしとのことで決を採っているのではなくて、今、この議案に対して賛成かどうかを。

金丸委員 賛成するかどうか。そうしたら賛成です。

堀米教育長 はい。よろしいですか。

(了 承)

堀米教育長 はい。ということで、この件については全員賛成で可決されました。

返事については少しその辺を意見を踏まえた上で検討していただければありがたいと思います。

続きまして、議案第14号、千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、子ども施設課長、説明をお願いいたします。

子ども施設課長 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について、今回お諮りしたく上程させていただいております。

本件は5月23日の教育委員会におきまして、千代田区立の軽井沢少年自然の家Ⅱ期施設のメレーズ軽井沢の食事料金について、10月1日以降の宿泊分から値上げさせていただきたいということでご協議させていただいたものでございます。こちらの食事料につきましては、今申し上げたように、条例施行規則2の第8条別表にて規定がされておりますもので、こちらの改正が必要ということで、ご議決を賜りたく上程しているものでございます。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長 はい。前回もご意見を頂きましたが、本件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

堀米教育長 はい。それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。  
賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。  
(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。全員賛成ということで可決されました。

## ◎日程第2 協議

### 文化振興課

#### (1) 千代田区指定文化財の指定解除

#### 子ども総務課

#### (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

堀米教育長 それでは、日程第2、協議事項に入ります。  
千代田区指定文化財の指定解除につきまして、文化振興課長、説明をお願いいたします。

文化振興課長 少しお待ちください。すみません。  
それでは、資料をご説明させていただきたいと思います。千代田区指定無形文化財（工芸技術）の指定解除についてでございます。

今回、指定を解除する物件でございますが、種別としましては無形文化財の工芸技術、名称は桐箆笥とのことで、指定させていただいたのは平成2年4月1日、指定した方が相田弘治様で、神田和泉町1番地にお住まいでございました。生年月日は昭和5年1月8日の方で、解除の理由が、令和3年12月27日にお亡くなりになられたこととなります。無形文化財、この方に対して指定の文化財という形を取らせていただいていたということで、亡くなられたことで解除させていただきたいと思っております。

これにつきましては、せんだって5月22日、今年度の第1回の文化財保護審議会で指定解除につきまして諮問をしまして、答申を受けて、指定解除を認めるという答申を頂いたところで、今回協議させていただいたということになります。

私からの説明は以上でございます。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。  
本件に関してご質問がありましたらお願いします。

金丸委員 では1点だけ。

堀米教育長 金丸委員、どうぞ。

金丸委員 この方が亡くなったのが令和3年の12月で、結構期間があると思ったのですけれども、それはごく普通の期間、要するに文化財として指定を受けた方が亡くなった場合に、この程度の期間を空けながら解除していくのが一般的なやり方だと理解すればよろしいのでしょうか。

堀米教育長 課長、どうぞ。

文化振興課長 実はこの方が亡くなった事実をつかむのが我々が遅かったところもありまして、今年の2月に亡くなったお話を初めて知りまして、その後、ご親族の

方に確認を取っていったら、実は令和3年の12月に亡くなったというお話を受けて、その後、少し事務的に詰めていきまして今日になったところでございます。

堀米教育長

はい。  
ほかにございますか。  
俣野委員、どうぞ。

俣野委員

今ご親族というお話が出ましたけれども、後継者はいらっしゃるのですか。

文化振興課長

息子さんがお一人いらっしゃる。息子さんといっても、もう66歳とお聞きしております。ただ、息子さんが亡くなられても自分を継ぐ人がいないとも聞いておりまして、また、その方を今後どうするかも考えていかなければいけないと思っております。

俣野委員

ありがとうございました。

堀米教育長

取りあえずこの方が指定されているので、お亡くなりになったので、こちらが知る時間が遅くなったのでタイムラグが生じたけれども。

文化振興課長

そのとおりでございます。

堀米教育長

この間の審議会で私のほうでその答申を受けましたので、ご報告しておきます。

この案件は、次回議案として提出させていただきます。特に質問がなければよろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

ありがとうございます。  
それでは、文化振興課長は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

文化振興課長

ありがとうございました。

堀米教育長

では、続きまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、資料をご覧ください。令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価でございます。

こちらですが、毎年行っております教育事務の点検、評価について、今年度の実施項目案を部内で協議、審議いたしまして、決定いたしました。そのことを協議させていただくものでございます。

まず1番の目的でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法第26条に基づきまして、毎年、有識者の知見を活用した上で、千代田区教育委員会の主要な施策や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政の一層の推進を図るということで、ここに定められた事業を毎年やっておるところでございます。

この点検及び評価については報告書を作成しまして区議会に提出するとともに、ホームページ等で区民の皆様への公表で説明責任を果たすということで、区民に信頼される教育行政を推進するというものでございます。

2番、実施方法でございます。点検及び評価の範囲は、教育委員会事務局子ども部が所管する事務、毎年1回実施するということでございます。ここ数年、教育委員会事務局の子ども部が所掌する事務の中で2つから3つの事項を抽出して集中して審議するという形を取っておりましたが、今年度は地方自治法第233条5項に基づいて作成されます主要施策の成果という資料に掲載される予定の事業から項目を抽出いたしまして、それぞれのカテゴリー分けをして有識者会議を開催したいと考えております。

テーマごとに、今回、点検、評価を頂く原因としては、昨今の区を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて、基礎的自治体としての施策展開の方向性を有識者の皆さんに伺うためでございます。そこで令和4年度の主要施策の成果に掲載される令和4年度に新規拡充を行った代表的な以下の事業についてを中心にご意見を頂く予定でございます。

その実施項目案といたしましては項番3のとおりでございます。まず(1)といたしまして、カテゴリー分けをしたもので子育て支援関連、具体的な事業といたしましては、アの次世代育成手当、イのベビーシッター利用支援事業、それとウの学校給食でございます。選定理由といたしましては記載させていただいているとおりでございます。

そして(2)特別支援関連、アといたしまして、重症心身障害児等支援事業、こちらは民間事業者に対して補助を行っているものでございますが、こちらと、イの特別支援学級の通学支援、こちらは知的障害、特別支援学級に在籍する児童・生徒の通学に際しまして、児童・生徒と保護者の負担軽減を図るため、添乗員付車両として自宅から学校間の登下校支援を行っている事業となります。

それと、最後の大きな3つ目、(3)ICT関連、アの園内業務支援システム、それとイのICT学校教育システムの推進ということで、こちらを中心に、併せまして7項目ございますけれども、こちらを中心にご意見を頂くことを考えております。

4番の有識者名簿でございますが、委員の皆様の改選がございますので、今回はこの5名の皆様の委員に就任をお願いし、ご意見を頂いていく予定と考えております。任期はこの7月1日から令和8年の6月30日でございます。3年間の任期でございます。

項番の5、今後の日程でございます。本日、実施方針及び実施項目について報告した旨、教育委員会におきまして協議させていただき、7月1日には委員の委嘱、7月下旬には第1回有識者会議、9月の下旬には第2回有識者会議、10月中に教育委員会での審議を経て議案を提出し、11月中には所管の常任委員会であります文教福祉委員会へ報告することを考えております。毎年、議会におきまして、こちらの教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価の報告をさせていただいておるところですけれども、報告が遅くなることで、毎年、次年度以降の予算に反映されないというご指摘を頂いておるところでございます。今回、主要施策の成果で抽出された項目を、さら



に子ども部で選定をして、それに対する意見を求めるという形にすることで、11月中の常任委員会へ報告することによりまして、来年度以降の予算に反映することが可能となってまいります。そういったこともありまして、今回少しやり方を変えさせていただいて進めていこうと考えております。

報告は以上でございます。

堀米教育長 はい。ではこのことに関しまして、ご質問とかご意見がありましたらお願いいたします。

金丸委員 よろしいでしょうか。

堀米教育長 金丸委員、どうぞ。

金丸委員 非常に画期的だと思うのは、今までの点検、評価というのは、委員の方が現場を見て状況を確認して議論をしてということをやっていたのです。でもこの項目はどれも現場を見てという項目ではないので、そうすると、例えばデータを渡して委員に検討させるということを考えていらっしゃるのでしょうか。

子ども総務課長 ご意見ありがとうございます。

もちろんデータを見て委員の皆様にご覧いただき検討していただくことにはなりますが、やはり現場を見ていただきながら検討していただきたいと考えております。やはり現場を見ることで分かっていることもあるかと思っておりますので、抽出した項目の中で必要な場所に赴きまして、皆さんにも見ていただくということも考えております。

金丸委員 よろしいでしょうか。

堀米教育長 金丸委員。

金丸委員 実は、私、今回の実施項目としている内容はどれも重要だと思っていたのですが、実際に委員の方に検討してもらった段取りを考えると非常に難しい。それがあって今まで選ばれていないのかを感じていたのですが、一気にこれだけ今までと違うものにしたときに、よほど事務局で段取りを取らないと、なかなか各委員の日程調整も大変ですので、それを含めると大変ですが、十分な準備をよろしくお願ひしたいと思います。

子ども総務課長 ありがとうございます。

堀米教育長 はい。よろしくお願ひします。

ほかにご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

堀米教育長 特になければ。

子ども部長 若干補足させていただきますと、これだけ書くとテーマが難しくレベルが高くて範囲が広いのでいろいろな意見が出てきそうですけれども、この事業をピックアップされているのは、我々は単年度でP D C Aを予算・決算に回すときに、予算事業の中で新規拡充事業、主にここに力を入れようという事業がここにピックアップされているのです。すなわちその裏にある背景にある、この大所高所のICT関連のカテゴリーを分けた大きいところの中で、ここに力を入れてやりました。これの成果がこうでした。引き続きこれ

をやっていきます。これをさらに拡充します。これはやめて違うことにさまざま変わりますという様式になっているのです。そのことをベースにして、いや、こんな方法もあるのではないか。いや、これは拡充していくといいよというのを事業ごとに議論しやすいような点検、評価の表になっています。その事業の実績を見ながら、ほかの手段も確認しながら、その事業がいい悪いというのが判断できるか、それほどただ抽象的にお題を投げるのでということにはならないかと思っています。関連して、ここで言えば放課後デイは見る機会があまりないと思います。この放課後デイを拡充する必要があると、今、ぱんぱんでいるというのだったら放課後デイを見てもいいですし、そういうことを考えています。

金丸委員 私少し心配したのは、今言ったようなことはそれなりに理解できるのですけれども、実は短年度で成果というのはなかなか難しく、何年かにわたってこうやってきた結果こうなっているけれどもどうなのかというのと点検が先生方もしやすいけれども、単年度でほんとやられたときに、別のアイデアがあるといったって、そのアイデアの裏側がないではないですか、まさにその先生が頭で考えただけのことで。そうするとなかなか先生方が意見を言って取りまとめるのが難しいのか実は危惧を持ったという趣旨であります。

子ども部長 そうすると、そこは進捗の中で経緯経過を簡単に説明し、既存の基本となる施策というのはこういうのをやっっているながらという説明をしながらという進め方ですね。そこは少し努力しまして。

堀米教育長 ほかによろしいでしょうか。

(なし)

### ◎日程第3 報告事項

#### 子ども総務課

- (1) 今後の学校等のあり方基本構想(案)について

#### 子ども支援課

- (1) 就学前プログラムの改訂について(中間報告)

#### 子育て推進課

- (1) まなびの森保育園神保町の開園について

#### 指導課

- (1) インクルーシブ教育推進委員会設置要綱【案】
- (2) ICT教育推進委員会設置要綱【案】
- (3) 特色ある教育活動

堀米教育長 それでは、日程第3、報告事項に入ります。

今後の学校等のあり方基本構想(案)につきまして、教育政策担当課長、説明をお願いします。

教育政策担当課長 はい。では、今後の学校等のあり方基本構想(案)について説明させて

いただきます。

区立の学校におきましては、近年、児童・生徒数の急増に伴いまして、教室不足の懸念を端緒として、令和3年度から2年間検討を行ってまいりました。今般、子どもたちをどう育てていくか、どう育ててほしいかのビジョンを実現していくために、区の強みを生かした新しい学びのスタイル、環境の創出に向けた取組につきまして、短期的、中長期、長期的に実施していく内容をロードマップとして整理し、基本構想として取りまとめました。

基本構想は、こちらの本編、それとこの本編を検討するに当たって参考とした資料を取りまとめました資料編からになります。先ほどご説明しましたロードマップにつきましては、本編の一番最後のところに、短期、中期、長期ということで、それぞれの取組について、今後何をしていくかの内容を整理しているところです。こちらの本編には、例えば、先ほどご説明しました児童・生徒数の急増に伴って教室不足が懸念されていたことから検討を始めたものなので、各小学校別に令和7年度までの想定の子数と学級数、それと、教室が不足するのかもしれないのかというところをグラフとしてまとめてあります。グラフの見方としては、それぞれ各年度ごとにどれだけ教室が必要になるか。上に青い線と赤い線があるかと思うのですが、青い線が、現在、普通教室として使用可能な数、赤い線が、今後不足が見込まれたときに改修することでここまで教室を増やせませうというラインで、泉小学校が同じ数で分かりにくいのですが、例えばお茶の水小学校は15教育まで普通教室として整備していますが、今後、不足が見込まれた場合は18教室まで普通教室として活用可ということで、ですので、18教室までであれば増えても大丈夫ですというラインになっています。

一応、例の法律が改正されて35人学級を令和7年度までに実施しなければいけないので、令和7年度までの短期的な人口推計を行って児童数の推移を見てきたのですが、8年度以降ももしかすると生徒は増え続けるかもしれないので、今年度一応中長期的な人口推計を行って、8年度以降も教室が足りなくなることがないかどうかというのは、また検討を行ってまいります。

説明については簡単ですが、以上です。

堀米教育長

はい。説明がありました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

質問ではないのですが、資料の中に各学校の立地の特色があったと思うのですが、九段小学校の学区の特徴のところ、通学してくる地域は主に九段北、九段南、四番町、五番町となっているのですが、五番町ではなくて三番町かと思うのです。五番町は学区に入っていないような気がして、学校自体三番町にある学校ですので、ここを見直していただけたらと思います。

教育政策担当課長  
堀米教育長  
金丸委員  
堀米教育長  
金丸委員  
佐藤委員  
堀米教育長  
佐藤委員  
堀米教育長  
教育政策担当課長  
佐藤委員  
堀米教育長  
教育政策担当課長  
堀米教育長  
金丸委員  
堀米教育長  
教育政策担当課長  
金丸委員

確認します。  
では、確認をお願いします。  
ほかにございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
金丸委員、どうぞ。  
佐藤委員も手を挙げておられる。  
すみません。  
佐藤委員、どうぞ。  
家庭科室がそれぞれ三角になっているのですが、それはどういうことでしょうか。  
担当課長。  
教育政策担当課長です。  
今後、家庭科室などについては、例えば近隣に大妻女子ですとか東京家政ですとか、そういった大学があるところが学校がありますので、そういった大学と連携することで、料理実習ですとか、そういった授業が大学の施設を貸していただいて実施できるということができるようになった場合には、家庭科室も普通教室化できるのではないかと、検討の余地があるのではないかとということで三角、条件を整えば普通教室化できるものとして三角にしております。  
分かりました。  
はい。よろしいですか。転用可能を検討する部屋ということ。  
そうです。  
検討する部屋です。  
金丸委員、どうぞ。  
すみません。私も十分これを見ている時間がなかったのですが、ざっと見たときに、あり方の基本的な構想というと、もう少し、もちろん細かいことは書いていないにしても、おおよそのものがぼんと出るものだと思っていたのですけれども、正直言ってこれを区民が読んでも多分僕は分からないだろうと。現状の認識はもちろん分かるのですけれども、ではそれでどうしていくのだという方向性がもう少し見えるような文章をどこかまとめに入れていただいたほうが良いような気がいたしました。  
教育政策担当課長はいかがですか。  
それぞれ、例えば取組の方向性というところですか、そこにどうしていきますという方向性は記載しているので、なかなかこれ以上のものを記載するのが難しいかと思えます。  
1つは、1つの学校がこうではなくて、千代田区の学校としてこういう方向にしていけるのですよとあっておいて、その具体的な各校はこういうことなのですよならばもう少し分かりやすくなるのではないかと私は思うのです。私の、基本的な、頭にあるのは、先ほども言ったように、この基本構想を区民が読んだときにきちんと頭にすっと入るのかどうかという

ところで、少し疑問を持ったという趣旨でございます。

堀米教育長 今のご意見を参考にしながらもう一度見直すということで、一応これは基本構想になっていきますので、取りあえず意見をお聞きして。このことについて何かありますか。

教育政策担当課長 基本構想策定委員会で検討して、これでということで策定委員会として決定したもので。

金丸委員 変えようがないのですね。

教育政策担当課長 そうです。基本構想策定委員会自体がもう閉じてしまっているのです、変えるのが難しいかと思えます。

子ども部長 これはどちらかといいますとハード面が、教室数がなかなか厳しいようであれば、これから子どもの人口が増えていくので、ではどうしていくのかというところを整理をした。課題は何かと、このまま行くところなるよというところで、理念的なところで、今ページが出ているところのよより教育環境を千代田区としてもやっていきたいということはあるのですが、それ以上の詳細は書いていないのです。

金丸委員 そうなのです。

子ども部長 だからここは、子どもの教育環境整備をどうするのかというと、どちらかということ、多分教育ビジョンのほうで書き込むべきなのかと思えます。そこで区として教育環境をどうしていくのか、ハード面ではこういう方向性、実動としては毎年度予算で、今、予算、単年度ではなくて中期的に示すことになっていきますので、中期的な取組を見せて、それをセットで見るような感じになるのかと考えております。

金丸委員 今、子ども部長がおっしゃられたように、これを読んだときに、教室が足りないことに対してどうしなければいけないとか、現状がどうだということは本当によく分かる。だけれども、あり方基本構想となると、部長がおっしゃられた最初の部分のイメージになるものですから、そのところがもう少し出たらよかったのにと思ったと。それだけのことです。

堀米教育長 はい、分かりました。

表題がこういう書き方をしているので、どうしても中身の理念的なものを期待したかもしれませんが、教室の不足ということからこの検討委員会が始まっていますので、こういう書き方に、今おっしゃられたことは教育ビジョンの中で不足を入れていくという形という今部長からの話がありましたけれども、そのような形でまとめるということによろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

堀米教育長 はい。

それでは、続きまして、就学前プログラム改訂（中間報告）につきまして、子ども支援課長、説明をお願いします。

それでは、就学前プログラムの改訂につきまして、中間報告という形でご報告させていただきます。

まず、1の概要でございますが、区では、平成25年3月に千代田区の子どもたちの就学前プログラム——以下、就学前プログラムとさせていただきます——こちらを策定いたしまして、就学前施設の施設類型にとらわれることなく、子どもの発達や学びの連続性を考慮した保育・教育に取り組んできたところでございますが、保育施設の増加や社会情勢の変化とともに、乳幼児保育・教育の重要性がさらに増してきているところでございます。そこで、従前の就学前プログラムを踏まえながら、区の現状や保育者、教職員のアンケートによる課題等をもとに、様々な保育施設の保育者がより分かりやすいものにすべく、理論編と実践編という形で、これまで1冊だった冊子を2つに分けまして、これまでの保育と教育の取組を活かしながら、目指すべき子どもの姿を共通で認識し、一層の保育・教育の質の向上を図ることを目的といたしまして、千代田区の子どもたちのための就学前プログラム策定委員会、こちらは以下、策定委員会とさせていただきます。を設置いたしまして改訂作業を進めているところでございます。

この度、理論編の冊子が作成できましたので、今後のスケジュールとともに、中間報告という形でご報告させていただきます。

現在、改訂作業を進めている改訂のポイントでございます。先ほど全体にご説明させていただきましたが、就学前プログラムの構成は、理論編と実践編と二つに分けて編制してございます。理論編につきましては、小学校教育との接続を踏まえ、教育課程の編成や指導計画の作成等に当たり、区の基本的な考えなどを反映してございます。

実践編でございますが、発達や学びの連続性を考慮した具体的な指導方法について、実際の保育・教育の参考事例を掲載する予定で現在進めてございます。

こちらにつきましては4つの取組という形で設定をしてございます。社会情勢の変化を踏まえまして、こちらの1つ目、保育・教育の質の向上と、2つ目、保幼小の円滑な接続と連携。3つ目、多様性に応じた子どもの支援。4つ目が、就学前施設における地域の子育て支援機能の充実という4点を軸に進めているところでございます。

3といたしまして、これまでの進捗及び今後の予定をご報告させていただきます。令和3年度につきましては、策定委員会を設置いたしまして、年4回開催し、保育事業者や策定委員のアンケートを実施して取りまとめたとところでございます。こちらを踏まえまして、令和4年度は、策定委員会を6回開催いたしまして理論編を作成してございます。令和5年度につきましては、策定委員会を4回、作業部会を4回開催する予定で、この作業部会の中で実践編を大方作業を進めまして、さらにこの理論編と実践編を分かりやすく1つの概要版として作成いたしまして、区民の皆様にも配付する予定で現在進めてございます。

堀米教育長 簡単ですが、ご報告は以上です。

金丸委員 はい。ありがとうございます。

堀米教育長 このことにつきましてご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員 すみません。誤解があるといけないので、

堀米教育長 はい、金丸委員。

金丸委員 今、保幼小の連携でいろいろとやっているところで、一番僕は重要などころのポイントは、保育所とか幼稚園における教育では、もちろん教育そのものがメインに出ているから余計そうですけども、インクルーシブ教育が素直に現実化している。そのところをどうやって育てなければいけないかがやはり大きな問題の1つだろうと思うのです。見方を教育に焦点を当ててしまうと、実は、国連では日本がたたかれていますけれども、要するに特別学級だとか特別学校だとかを造るような方向に動きやすいところがあるので、そこはそういうこととは違って、幼稚園、保育園のよさを生かしながら小学校へもつなげる方向性を確保していただけると大変ありがたいと思っております。

堀米教育長 ご意見を頂きました。ありがとうございます。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

堀米教育長 何かそのことについて、もし課長があれば、今のお話で。

子ども支援課長 子ども支援課長でございます。

子ども支援課長 委員おっしゃられたとおり、こちらインクルーシブ教育までは行かないとしても、いろいろな発達のスピード、速さ、遅さというのはあるかと思えますし、それぞれ個性や特性を持ったお子さんがいるというのは、これは別のところにあるかと思えます。そこをそれぞれの個性や特性を尊重しながら、やはり保育や教育がつなげていけるように、実践編の中でも何かそういった事例、遊びですとか考え方を考えていきたいと思っております。

金丸委員 ぜひよろしくお願いいたします。

子ども支援課長 はい。

堀米教育長 特にこの取組の③の多様性に対応した子どもの支援というところが今のところにつながるのかと思いますので、今、これから0から18まで切れ目のない支援をしていくということで、今、インクルーシブを含めて、後からまた委員会の設置もございますけれども、途切れることがない切れ目のないような支援をしていく先駆け、最初の段階がこれかと思っておりますので、その辺も含めましてよろしく申し上げます。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

堀米教育長 (なし)

堀米教育長 続きまして、まなびの森保育園神保町の開園につきまして、子育て推進課長をお願いします。

子育て推進課長 それでは、まなびの森保育園神保町の開園につきましてご報告させていただきます。

物資納入の遅れなどで開園が遅れておりましたが、予定どおり8月1日に開園できる運びとなりましたので、本日は概要と開園までのスケジュールにつきましてご報告させていただきたいと思っております。

1番に記載のとおり、開園は8月1日の予定でございます。

施設の概要ですけれども、まだ認可前なので仮称がついてございますが、名称がまなびの森保育園神保町ということで、所在地はご覧のとおりで、旧高齢者センター跡地にできる保育園でございます。設置の形態は新規設置で、民間の認可保育園ということになりまして、設置運営の事業者が株式会社こどもの森、国分寺にある会社でございます。開所日と開所時間ですが、祝日、年末年始を除きまして月曜日から土曜日の7時半から20時半までを予定しております。土地・建物の権利関係ですが、土地が千代田区の所有、建物が株式会社こどもの森の所有という形になっております。定員は合計で100名でございまして、歳児ごとの内訳はご覧のとおりでございます。

3番の開園までのスケジュールでございます。既に6月1日から入園の受付を開始しております、窓口ですとかホームページで周知させていただいているところでございます。6月の中旬に保護者向け現場説明会、入園を考えていらっしゃる方用の現場説明会を行う予定で、こちらが6月16日金曜日の夕方と翌17日土曜日の午前、午後で予定しております。この後、7月下旬に区民と関係者向け内覧会を開催いたしまして8月1日の開園となる予定でございます。それで、7月下旬の内覧会、これは委員の先生の皆さんにもご覧を頂きたいと思っており、非常に恐縮ですが、今月時点で先生方で7月18日以降で駄目な日がありあつたら教えていただきたいと思いますとおっております。

堀米教育長  
子育て推進課長  
堀米教育長  
子育て推進課長

日程の調整は、また後でやりますから。

承知しました。

今はこの辺の18日なのかどうかということで。

了解いたしました。一応18日以降で今考えておるところでございますので、ぜひともお越しいただければ幸いと思っております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

堀米教育長  
子ども部長  
子育て推進課長  
子ども部長  
子育て推進課長

はい、分かりました。

保護者説明会は土曜日の午前、午後ですか。

はい。

午後は。夜。

16日は夜間で、土曜日は午前と午後です。

説明は以上でございます。

堀米教育長

よろしいですか。

では、この件についてご質問がありましたらお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

6月1日入園受付開始と書いてありますが、その前に保護者の方はここ





委員会を設置することでこれまでの課題を明らかにし、対応策を検討し、実践していく過程を通して、各学校・園において必要な指導と適切な支援を行う効果的なインクルーシブ教育につなげられるようにしてまいります。

具体的には、資料、設置要綱の案をご覧ください。

第1条、設置について、第2条、所掌事項については記載のとおりとなっております。

第3条、組織につきましては、学識経験者、医療関係者、臨床発達等の専門家、保護者代表、区内学校・園長等と教育委員会事務局、保健福祉部からも委員として出席していただくこととしております。委員の一覧については後ほどご覧いただければと思います。

第4条、委員の任期、以下の項目については、設置要綱についてご確認いただければと思います。

今、画面にお示ししておりますのが委員の名簿となります。

なお、今年度につきましては、今お示しさせていただいております別紙の開催案のとおり、本委員会を7月から1月までの4回開催いたしまして課題の検討を進めてまいります。

本件については以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

皆さんお忙しいので会議体が午後6時からになってしまいますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

これについて何かご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員

よろしいでしょうか。

堀米教育長

金丸委員。

金丸委員

よく分からないのが幾つかあって、この一体要綱は誰が設置する要綱かというのが形式的な意味で分からない第1点です。

2番目の問題は、今のインクルーシブ教育推進委員会の開催についてという文書ですけれども、これの多分発出人はインクルーシブ教育委員会委員長である子ども部長の名前で出すべき文書ではないかという気がするのですが、要するに要綱とこの文書と全体の構造がよく見えないのですけれども、ともあれ要綱をどこが作るかによって、場合によっては、これは教育長の専決事項なのかもしれませんけれども、そうだとすると、委員会の開催についての通知は委員会の委員長である子ども部長が出さないとおかしいだろうと思います。

堀米教育長

ご意見を頂きました。指導課長、どうですか。

指導課長

指導課長です。

今ご指摘いただきました開催通知につきましては、おっしゃるとおり委員長の名で出ささせていただければと思いますので、今後発出するときにそのように訂正させていただきまして発出したいと思っております。

子ども部長

委員長がまだ選任されていないからではないのですか。第1回目で選任

するから事務局で出しているのかと私は思っていました。

金丸委員  
指導課長  
子ども部長

充て職ですよね。

要綱上、子ども部長をもって充てるとなっています。

最初のときはそちらが適用になるのです。内部の話をして申し訳ないです。

堀米教育長  
金丸委員  
指導課長

これは、要綱では一応部長が委員長ということですか。

と定められているのです。

要綱では、委員長とは、第5条に子ども部長をもって充てると記載させていただいているところです。

金丸委員

あと、今のお話に関連するのですけれども、委嘱又は任命の日からなっていますけれども、役職の委員が多いではないですか、この人たちに一々委嘱や任命をする必要があるのかという気がいたしました。要するに任命や何かをしなければいけない委員はもちろん、例えば学識経験者とか医療関係者とか発達心理専門家とかは特定の人になるのですけれども、選ぶという手続が必要だと思うのです。ところが、区立学校の校長は、これもそうかもしれないけれども、少なくとも子ども部長、子ども部教育担当部長以下の役所の担当者はもうこのように決まっているわけですから、委嘱が必要だろうか。

堀米教育長  
金丸委員  
堀米教育長  
金丸委員

こちらはでも事務局だから。

いや、事務局ではないのです。組織のほうに入っています。

ああ、こちらは。事務局は裏のほうか。

それは事務局ですので。だから、例えば子ども部長が転任になって代わるといったときでも、次の子ども部長が委員になって委員長になるのだろうという感じを受けているものですから。

堀米教育長  
金丸委員  
堀米教育長  
金丸委員  
堀米教育長  
金丸委員

これは、内部では充て職になるわけです。

ですよね。

人が替わっても充て職で入りますから。

そうですよね。

自動的に委員になるということです。

そうすると、そういう人が委嘱とか任命を受けないと駄目なのかという問題がありそうな気がしました。

指導課長  
堀米教育長  
指導課長

指導課長です。

指導課長、お願いします。

まず、要綱の制定につきましては、教育長の制定というところでご確認いただければと思っております。また、文書の発出につきましては、委員長である子ども部長という形で行きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

堀米教育長

はい。いかがでしょうか。書面をもって委嘱に代えるということもありますので、特に委嘱状を出さずに書面をもって名簿に入れて委嘱するということになりますので。

金丸委員  
教育担当部長 その段取りだけきちんと決めておかないと。  
ちなみに、この間の九段中等教育学校のあり方の検討会は、外部の学経の先生には委嘱状をお出ししましたがけれども、内部は別にそういうことはしていないです。

金丸委員  
教育担当部長 そうですね。  
委嘱をしますということだけで、何か出しているということはないです。

堀米教育長  
教育担当部長 名簿をもって委任ですということですよ。  
教育担当部長 そうです。  
堀米教育長 そのような整理でいかがでしょうか。  
指導課長 指導課長です。  
ただいまご指摘、ご指導いただきました点を踏まえて、改めてきちんと整理した上で会の運営をしていきたいと思えます。

堀米教育長 はい。よろしく申し上げます。  
ほかによろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。続きまして、ICT教育推進委員会設置要綱につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 続きまして、ICT推進委員会について説明させていただきます。  
こちら新規の委員会の設立ということになりますので、ただいまインクルーシブのほうでご指摘いただきました点も踏まえて、改めて整理させていただきますが、今回の資料を基にご説明させていただきます。  
まず、千代田区におきましては、令和2年度の秋に全児童・生徒に対して1人1台タブレットを配付し、子どもたちのより主体的、対話的で深い学びのために効果的に活用することができるよう、学校と教育委員会が一体となって研究と実践を重ね、活用を進めてまいりました。このたび、区で策定いたしました「ちよだスマートスクール」のさらなる充実を目指し、教育ICT推進委員会を設置することといたしました。予測困難なこれからの時代をたくましく、しなやかに生きていく子どもたちを育成するために本委員会を設置し、これまでの実践を振り返り、また課題を明確にし、今後の目指すべき方向性を見極め、タブレット端末を含めた教育ICTのより効果的に活用していくことを目指して子どもたちの学びを推進してまいります。  
具体的には、こちら、資料、設置要綱をご覧ください。第1条、設置。第2条、所掌事項につきましては記載のとおりとなります。  
第3条、組織につきましては、学識経験者、保護者代表、区立学校長、教育委員会事務局が本区の教育ICTに係る成果や課題等を検討し、効果的かつ効率的に教育ICTの推進を図る場としていくことといたします。  
具体的な委員と事務局については、今お示ししている名簿のとおりとな

ります。

第4条、委員の任期等、以下につきましては、設置要綱にてご確認いただければと思っております。

なお、今年度の本委員会につきましては2回開催を予定しております。第1回目は、今お示ししております次第案のとおり。6月30日に開催し、2回目は2月頃を予定しております。

本件については以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

これについても先ほどの委員会設置と同じように。

指導課長

同じように新規の委員会となりますので、先ほどご指摘いただきました点については、同様の形を取りたいと思います。

堀米教育長

はい。よろしくお祈いします。

では、この件について質問がございましたらお願いします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいでしょうか。

先ほどの質問はもう横に置いておいて、多分この設置すると書いてあるけれども、設置者は教育委員会ですよね。この要綱自身は教育長の専権事項だけれども、設置者は教育委員会だという認識で見なければいけないと思うのですけれども、そのときに、所管事項の件ですけれども、(4)にその他委員会が必要と認めた事項に関する。委員会が独立して動いているのかという形式的な問題ですけれども、例えば教育長が必要と認めた事項とか、もしくは教育委員会が必要と認めた事項は当然だとは思いますが、設置された委員会が必要だと思うと何でもできるのかと考えたときに、第2条の(4)は果たしてこれでいいのだろうかという疑問がありました。

それからもう1点は、先ほどのものにも絡んできたのですけれども、先ほど言うのを忘れたのですけれども、ハイブリッドなどの会議の事を決めておかなくてよろしいのでしょうか。過半数は出席しなければいけない。その出席の内容が、この形ですと現実的な出席ということになるのだろうと思います。もちろん同じような疫病がはやることを望んでいるわけではないのですけれども、何かあったときに、ハイブリッドだとかリモートによる会議もできるような規定が入っていたほうが良いような気もいたします。

堀米教育長

出席委員の出席の意味合いとして。これについては、指導課長。

指導課長

指導課長です。

ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

現状確かにおっしゃっていただいたオンラインによる出席等も予想されますので、その辺りも含めて改めてしっかりと作り直したいと考えます。

堀米教育長

今までの会もオンラインで出席していた委員会もありましたけれども、それは一応出席ということで今までもしてありますけれども、その辺を明

確にするかどうかということです。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

堀米教育長

はい。では、よろしく願いいたします。

続きまして、特色ある教育活動につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

続きまして、令和6年度特色ある教育活動について説明をいたします。

特色ある教育活動の予算計上につきましては、昨年度より各学校・園で、より子どもたちや学校、地域の実態に即した特色ある教育活動を実施することができるよう、一律の予算を幼稚園・こども園が50万円、小学校が200万円、中学校が600万円と設定し、事業計画のスクラップ・アンド・ビルドを進めていただきました。併せて全校・園で各校・園長の特色を生かした学校経営方針に沿う特色ある教育活動について、10月下旬から11月上旬にかけてプレゼンテーション審査等を実施いたしました。これらの経緯を踏まえて、これまで以上に各学校・園の特色が色濃く反映された教育活動を現在展開していただいていると認識しておりまして、成果と上げられると考えております。

この成果を踏まえて、大枠の変更はございませんが、次に申し上げる点について、今年度から来年度にかけて変更をしてみたいと考えております。

今お示ししております資料、令和6年度の「特色ある教育活動」実施計画書の提出についての項番4、その他の(2)をまずご覧ください。今年度は一律予算を超える事業、そして契約課契約に関わる金額になる50万円以上の事業について、創意工夫を凝らした特色ある教育活動になっているか、適切かつ妥当な経費かどうか等々の観点で評価いたしましてプレゼンテーション審査を行うことといたします。また、より各学校・園が特色を生かすことができるように、幼児に対する教育活動アシスタント、そして中学校の子どもサポートワーカー等の予算につきましては、特色ある予算で計上するのではなく、指導課が予算を持ち、各学校・園の特色に計上しなくてもよいものといたします。

今申し上げました変更点等を反映いたしました依頼文を今後発出いたしまして、こちら今見ていただいております業務フローにある日程で、令和6年度特色ある教育活動を決定していきたいと考えております。

本件については以上となります。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

特色ある教育活動の実施計画書についてお話をさせていただきました。

これについて何かご質問がありましたらお願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

プレゼンテーション審査があるということで、審査するのは教育長とか指導課の皆さんですか。

|       |  |
|-------|--|
| 指導課長  | 昨年度は部長も含め、学識経験者も含め、審査させていただきました。   |
| 長崎委員  | はい。ありがとうございます。   |
| 堀米教育長 | 中立性を保っています。  |
| 長崎委員  | どうなのかと思って。   |
| 堀米教育長 | 全体の総額には変わらないということですか。  |
| 指導課長  | 指導課長です。  |
|       | 総額的には変わらないのですが、先ほど説明させていただきました子どもサポートワーカーですとか教育アシスタント等を引きますと、若干上積みができるかと考えています。                |
| 堀米教育長 | はい。ありがとうございます。   |
|       | ほかにご質問があったらお願いいたします。   |
|       | ぜひ、これだけの予算がついていますので、特色ある教育活動を推進して成果を、言っては悪いけれども、目に見える成果を出してほしいと思います。ぜひこの辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。 |
|       | ほかになれば、いいですか。  |
|       | (な し)  |

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月20日号)

|         |   |
|---------|---|
| 堀米教育長   | それでは、日程第4、その他事項に入ります。   |
|         | 教育委員会行事予定表、広報千代田(6月20日号)につきまして、子ども総務課長、お願いします。  |
| 子ども総務課長 | それでは、教育委員会行事予定表からお願いいたします。資料をご覧ください。  |
|         | 6月13日から、本日からの予定が記載されてございます。教育委員の皆様のご出席を頂きたいところでご確認させていただければと思います。   |
|         | 6月21日、保幼小合同研修会【神田地区】千代田小学校・幼稚園でございます。12時45分の受付開始。続きまして、6月23日の金曜日には8時55分集合でTOKYO GLOBAL GATEWAYの視察がございます。詳細はまた後ほど説明させていただきます。6月27日には12時45分から建設中のお茶の水小学校の視察に参ります。15時から教育委員会の定例会がございます。裏面でございますが、7月10日、教育委員訪問、昌平小学校。7月11日には教育委員会の定例会がございます。7月21日の13時30分から教科書懇談会、教育委員会室。それと7月26日には教育委員の視察ということで、夏季の自然体験教室のサンセットブリーズ保田でございます。その後、13時30分から移動教育委員会の定例会ということで鋸南町の会議室で教育委員会の定例会もございます。どうぞよろしくお願ひいたします。 |

では、続きまして、広報千代田（6月20日号）でございます。併せまして19件、学務課1件、児童・家庭支援センター1件、子ども施設課1件の文化振興課8件、生涯学習・スポーツ課の8件となっております。

毎回のびのび子育てとか生活ホットラインというところの掲載が多くなっており、今回は特集で納涼イベントの案内が特集となっております、夏の到来を感じさせる内容となっております。

ご報告は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

特に行事予定表等で何かご質問がありますでしょうか。移動教育委員会等については、また後で詳細にお話しさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

はい。

それでは、教育委員から情報提供等がございましたらということですが、情報提供のある委員さんをお願いいたします。

俣野委員、では。

俣野委員

6月6日の日経の夕刊で「学校事故なくせ 安全点検の冊子」ということで、ちょうど6月6日とか8日は池田小学校での校内での事件に対して、ちょうど記念日と言ってはおかしいのですが、それに伴って、まず学校施設での安全点検というものを定期的に行われているのでしょうかということ、あとはそういう校外での不審者に対する対策というのが、避難訓練のように毎年定期的にやっていたかということ、その2点です。

それからあと、2番目は、6月6日の読売に出ていましたけれども、公立小学校の教員が80人欠員で、非常に現場が混乱しているということですので、当区での欠員の現状というのはどんな感じになっているのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから3番目が、これは5月31日の日経の夕刊に出ておりましたけれども、当区内におけるフリースクールの現況というのですか、そういったものを少しお聞かせいただければということと、フリースクールで9割がICTを活用していること。しかしながら、在籍校との情報共有が進まなくて、フリースクールはフリースクール独自でやっていることが新聞に書いてありましたけれども、先ほど当区におけるフリースクールの現状と、それに伴うICTの活用と在籍校との連携はどのようになっているのかも教えていただければと思いました。

以上です。

堀米教育長

はい。では、先に俣野委員からの情報提供、情報提供というよりはご質問ですので、まず、では不審者対応ということと、それから施設の安全点検、これは、では子ども施設課長、お願いします。

子ども施設課長

子ども施設課長です。

最初の当区における学校施設での安全点検の定期的な実施状況ですけれど



も、私どもで、学校もそうですし保育園・幼稚園・こども園もそうですけれども、例えば遊具ですとか舞台の照明ですとか、体育の器具、例えばバスケットゴールです。こうなるようなものとか、そういったものに関しては、年に2回でしたでしょうか、1回でしたでしょうか。定期的に安全点検を行っているという状況が1つございます。また、このときのニュースの記事では、例えばサッカーのゴールが倒れた痛ましい事故ですとか、そのほかにも児童が石碑に寄りかかって、その石碑が倒れたとか、そういった事件、事故が起きた際には、結果的に事後にはなってしまうのですけれども、緊急的に私どものほうと学校、こども園等と合わさって一緒にそういったものの点検を行うという状況が出来上がっております。

次に、池田小学校の事件を受けての状況ですけれども、やはりこの事件をきっかけとして、それぞれの施設には全て電子錠というのでしょうか、を取り付けることになりました。それで今日に至っています。また、その電子錠と合わせてインターホンが設置されていること。施設の各所に防犯カメラが設置されています。また、やはり施設全てになりますけれども、学校110番とってワンプッシュで警察に通報できる装置がついています。これらは定期的に点検をしているかという、どちらかという、日々常に稼働しているものでございますので、電子錠が少し不具合があるとか、防犯カメラが少し映りが悪いという連絡を頂ければ、もうそこで子ども施設課の職員が現場に行き業者を手配して対応しているという状況がございます。

以上でございます。

堀米教育長  
俣野委員

はい。ありがとうございます。

もしこういう不審者があった場合の避難訓練ではないですけれども、そういう訓練は特段やっていないわけですか。

堀米教育長  
指導課長

不審者対応については、では指導課長。  
指導課長です。

避難訓練に関しましては、どの学校も月に1回は必ず行うこととなっております。年間11回は確実にっております。その中で、それぞれの学校が様々なケースを想定いたしまして、地震ですとか火事等々で避難訓練をしております。その中の1つとして不審者対応訓練も各学校で実施されていると認識しております。

俣野委員  
堀米教育長

はい。ありがとうございました。

1番についてはよろしいでしょうか。

次、これも前、4月か5月に質問が出たかもしれませんが、欠員の問題で、今の6月の現状を指導課長、では教員の欠員数。

指導課長

欠員の状況ですけれども、6月現在で、病気休職に伴います欠員が1名出ております。現状はその1名になっております。

堀米教育長  
指導課長

4月から1名増えたということですか、4月の時点から。

この病気休職に関しましては、4月の当初から病気休職に入っております。過員措置の1名の申請を出しているところではあります。まだ補充が

されていない現状になります。

堀米教育長  
指導課長  
堀米教育長

4月当初から変わっていない。今は1名減ということですね。

はい、そうです。

ほかの区では何十人というのがあったので、その意味では今のところ千代田のほうがいいかと思うのですけれども、いずれにしても絶対的な国や都の問題になってきますので、これはまた教育長会でも今度の議題になりますので言っておきます。

それでは、あとフリースクールです。フリースクールそのものは教育委員会では認知していない部分がかかなり多いと思うのですが、現状分かる範囲で、このことについて、3番について、指導課長でよろしいですか。

指導課長

指導課長です。

今、教育長がおっしゃっていただいたとおり、フリースクールに関して正確な状況については把握はしていないことにはなりますが、現状、出欠状況調査等から分かる範囲で申し上げますと、小学校で3名、中学校、中等教育学校で2名の児童・生徒がフリースクールに通っている状況は把握しております。実際にはもう少し人数が多いかという想定もしているところです。また、先ほどご質問いただきましたICTの活用についてですけれども、それぞれのフリースクールでも独自にICTを活用していただいているのではないかと思いますけれども、フリースクールと在籍校がしっかりと連携をした上でICT等の活用も確認できるのであれば、校長の判断で出席扱いになるというケースもございます。

以上です。

堀米教育長  
俣野委員

はい。よろしいでしょうか。

そうすると、フリースクールは区内ではどこにどういう形であるのかは、こちらで把握できていないということでもよろしいのですか。区内におけるフリースクールの。

堀米教育長  
俣野委員

特に届出もないので。

ないので。

堀米教育長  
俣野委員

はい。このところに行っていますよという情報は入りますけれども。

ああ、なるほど。

堀米教育長  
指導課長

それ以上何か所かというのはなかなか調べ切れないうです。

今申しあげました5名のお子さんも区内のフリースクールに行っているということには限らないと思います。

俣野委員

限らない。

堀米教育長

なかなかその辺、保護者も情報公開をしないかもしれない。なかなかそれは難しい、だからフリースクールに行っているということがあります。

俣野委員

なるほど。分かりました。

堀米教育長

うちのほうはICT活用は10割ということでもいいですね。

指導課長

はい。

堀米教育長

フリースクールと活用は10割していると。

では、金丸委員、お願いします。

金丸委員

はい。私からは2つで、あまり大したことではないのかもしれませんが、1番目は、6月26日の東京MXテレビで報道していた件で、足立区でランドセル以外のザックでもいいのだと通達を出したと言っておりました。正直言って、ランドセルでなければいけない必然性はないわけですから、別に通達を出すほどのことではないとは思うのですけれども、これを出さないと、なかなか迎合しやすい日本人の感覚とすると、皆ランドセルに走ってしまう。でも他方で、今の教科書も厚く重くなっている。それからタブレットも入れなければいけないことを考えると、実はザックを軽いものにしたほうが子どもたちのためにはいいと私などは思っているのですけれども、そういう意味で足立区ではこういう通達を出したのだらうと思って情報提供をしました。千代田区がそれを出すべきかどうかまで判断しているわけではないのですけれども、でも、どこかの段階でそういうことも必要が出てくる可能性はあるという意味でございます。

それから、2番目は、朝日新聞のデジタル版に出ていたことです。長野県伊那市の教育委員会が、26日、市立伊那中学校の教員のアカウントが不正に使われて、クラウドサービス「グーグルドライブ」に保管されていた生徒と教職員の個人情報が出たことと発表したということで、これは結構やはり事案としては重要な問題です。では、どういう形で考えなければいけないかという、千代田区の各校における個人情報の保管・管理はどういう形で今行われているかが1つの質問事項で、2番目の問題として、個人情報の保管・管理の状況については、不定期にチェックすることも教育委員会として考えなければいけないのではないかと。質問というより私としての意見でございます。

堀米教育長

はい。

では、2つあったかと思いますが、指導課長、ではお願いいたします。

指導課長

指導課長です。

2つというのは、ランドセルの件もでしょうか、それともICTのほうで2つということでしょうか。

堀米教育長

ICTのほうです。

指導課長

分かりました。

まず、ICTに関しましては、本区の状況といたしましては、いわゆる画面を切り分けて使っているというところで、学校現場では紫画面と黒画面との言い方でよく言われておりますけれども、個人情報系のネットワークと公務・学習系のネットワークとに切り分けて活用しているところです。個人情報系のネットワークにつきましては、職員室で有線のLANを接続しないとアクセスできないものになっております。また、学習系でワークシート等々を映したりですとかについては、無線LANで教室でも使えるようになっておりますので、そこで職員室で有線、教室等々でも無線で使えるところで分けて活用していただいておりますので、こういった状況には陥らないかと感

じているところです。

ただ、もちろん個人情報の管理、適正にしっかりとやっていかなければいけないところもございますので、千代田区では情報セキュリティポリシーを設定しておりますし、それに基づきまして各学校でも設定していただいているところと認識しております。ご提案いただきました各学校の状況の確認というところでは、例えば、指導課訪問等々の折に、各学校の状況について把握させていただくことも今後検討していきたいと思っております。

金丸委員  
堀米教育長

よろしくお願ひします。

はい。よろしいですか。

ほかに情報提供があったら。

(なし)

堀米教育長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかになれば、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。